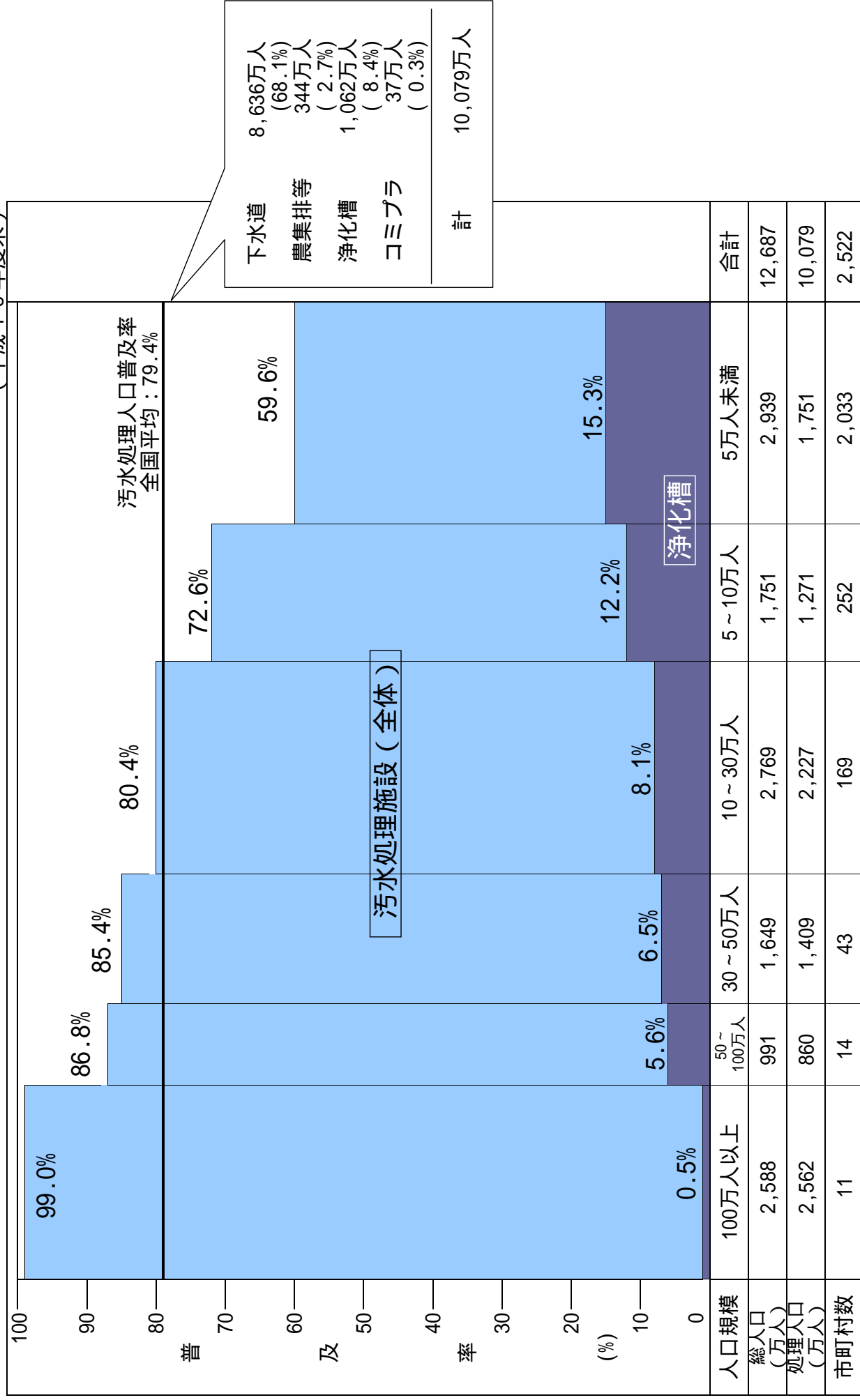


中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会中間取りまとめ

参 考 資 料 (案)

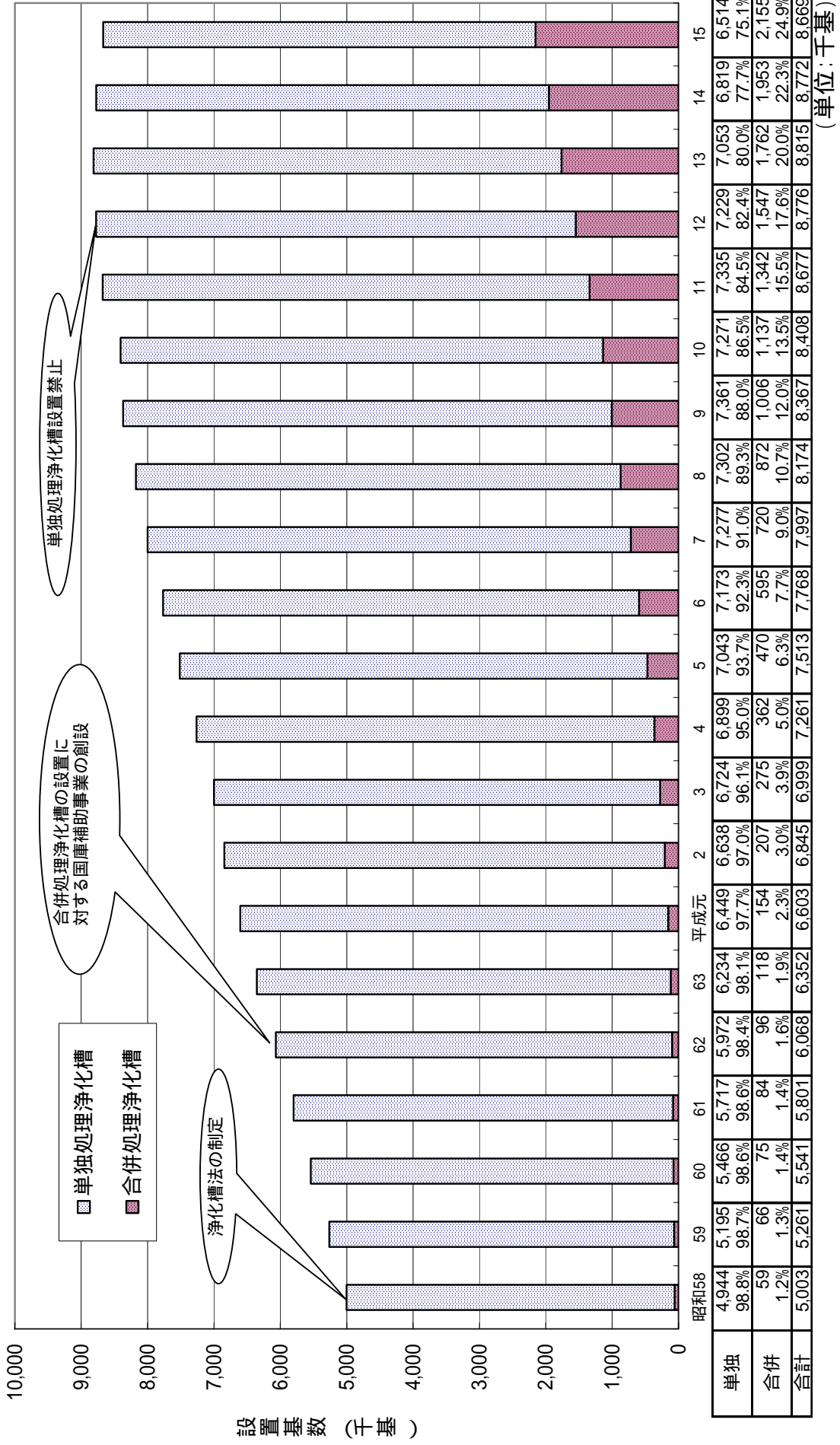
污水処理人口普及状況

(平成16年度末)



(注) 1. 総市町村数3,133の内訳は、市：690、町：1903、村：540 (東京都区部は市に含む)
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。

浄化槽の設置基数の推移



汚水処理施設の比較

区分	公共下水道		農業集落排水施設	浄化槽		
	特定環境保全公共下水道					
目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資する。	自然環境の保全又は農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	生活排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。		
処理方式	管で集めて処理する集合処理					
対象地域	主として市街地 下水道法に基づく下水道認可区域	市街化区域以外 下水道法に基づく下水道認可区域	農業振興地域内の農業集落(市街化区域外)	下水道法に基づく下水道認可区域外		
対象人口	特になし	1,000～10,000人(1,000人未満も可)	受益個数が概ね20戸以上。原則としておおむね1,000人以下	個人設置型・特に制限なし 市町村設置型：20戸以上		
整備主体	主に市町村	主に市町村	主に市町村	個人設置型：個人 市町村設置型：市町村		
普及率	68.1%	(8,636万人)	2.7%	(344万人)	8.4%	(1,062万人)
予算(H17年度)	8,281億円		522億円	264億円		

平成 17 年浄化槽法改正の概要について

1. 目的の明確化【第 1 条関係】

近年の浄化槽の置かれている位置付けの変化を踏まえ、浄化槽法の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示する。

2. 浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設【第 4 条第 1 項及び第 3 項関係】

浄化槽からの放流水の水質を担保するため、環境大臣は浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定める。また、浄化槽の構造基準は、当該基準が確保されるものとして定められなければならないこととする。

3. 浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化【第 7 条第 1 項関係】

浄化槽は実際に一定期間使用した後でなければ微生物が安定化せず、所期の処理性能を発揮できないことから、浄化槽法制定当時の技術水準に照らし、使用開始後 6 月を経過した日から 2 月間に受けることとされている浄化槽設置後の水質検査について、環境省令で定める期間内に受けなければならないこととする。

4. 浄化槽の維持管理等に対する監督の強化

法定検査の実施の確保【第 7 条の 2 及び第 12 条の 2 関係】

法定検査が確実に行われ、その結果に基づき都道府県が適切な指導監督を行えるようにするため、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告、命令といった指導監督に係る規定を設ける。

指定検査機関から都道府県への検査結果の報告【第 7 条第 2 項及び第 11 条第 2 項関係】

都道府県の指導監督の強化を図るため、指定検査機関は、水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととする。

浄化槽の使用廃止の届出の義務付け【第 11 条の 2 関係】

浄化槽の設置状況の確実な把握を図るため、浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

5 . その他

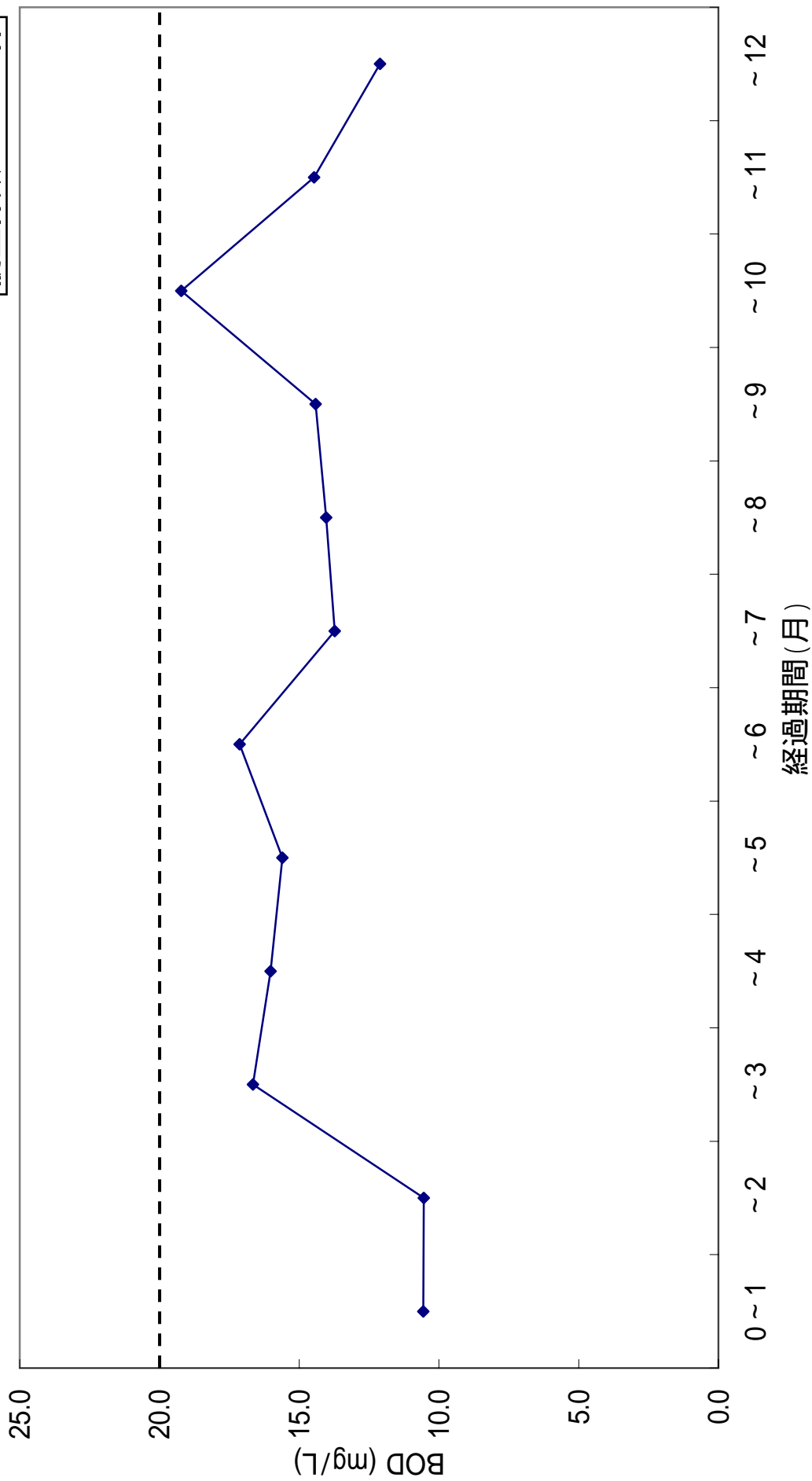
報告徴収及び立入検査に係る規定の整備、指定検査機関に係る環境大臣指定の廃止、所要の罰則を設けるなど規定の整備を行う。

6 . 施行期日

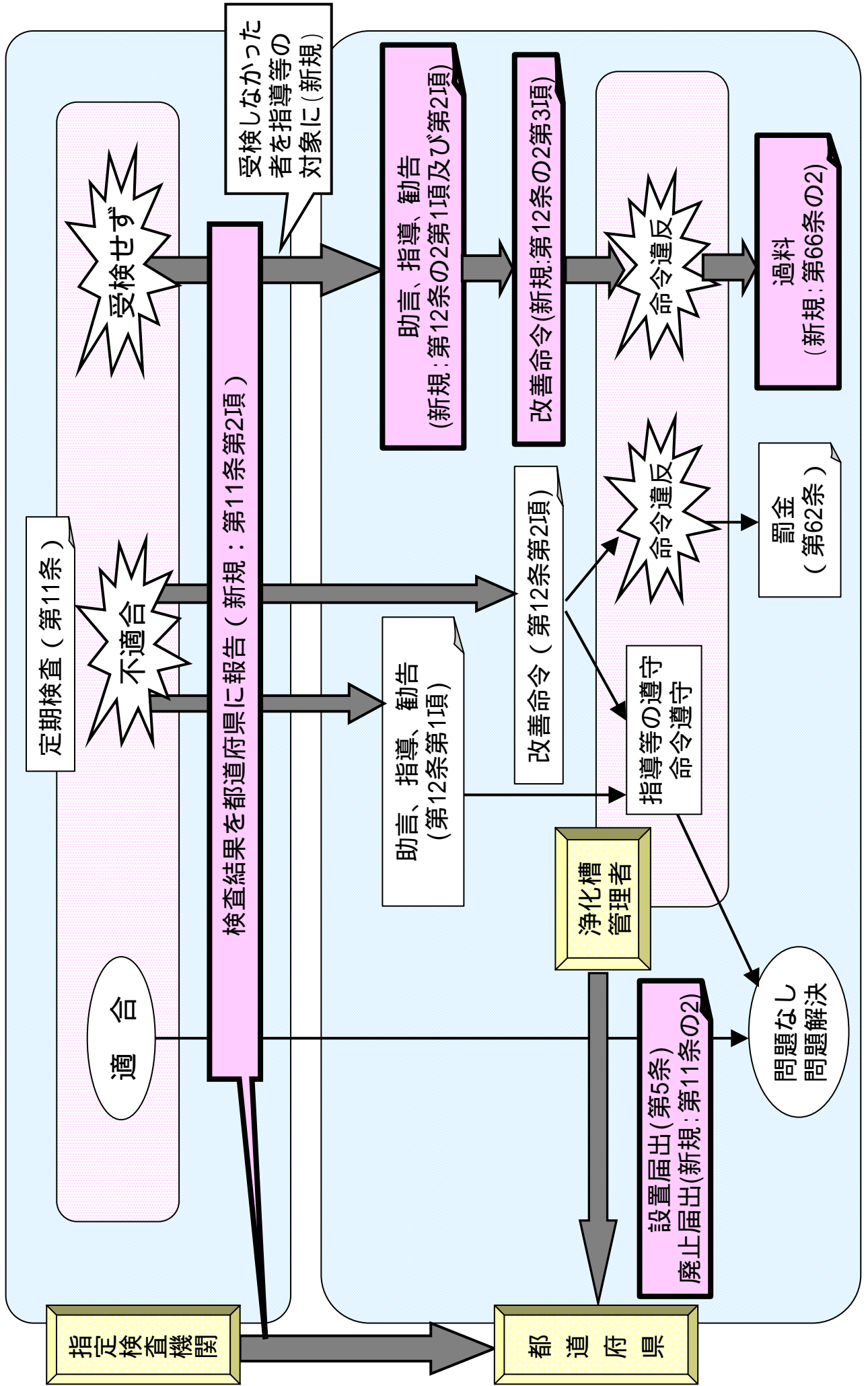
平成 18 年 2 月 1 日とする。

浄化槽の使用開始からのBODの実態

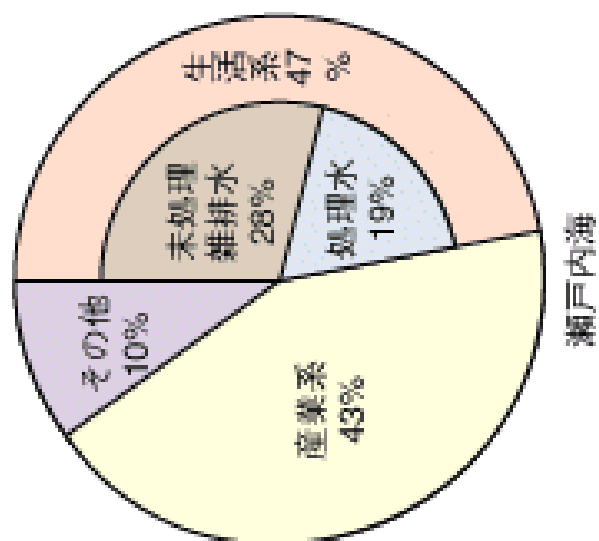
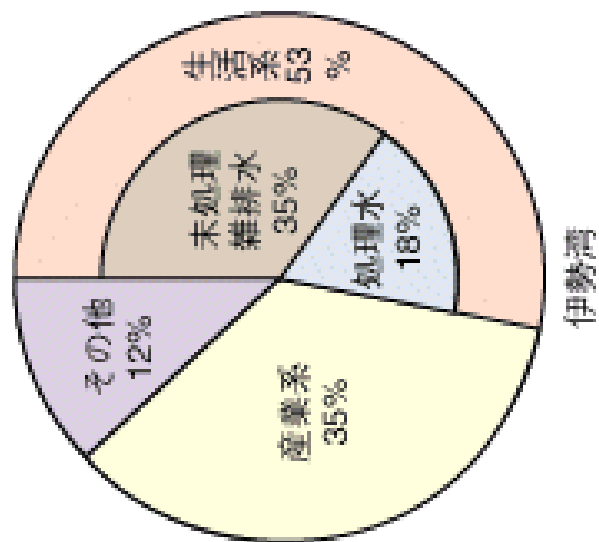
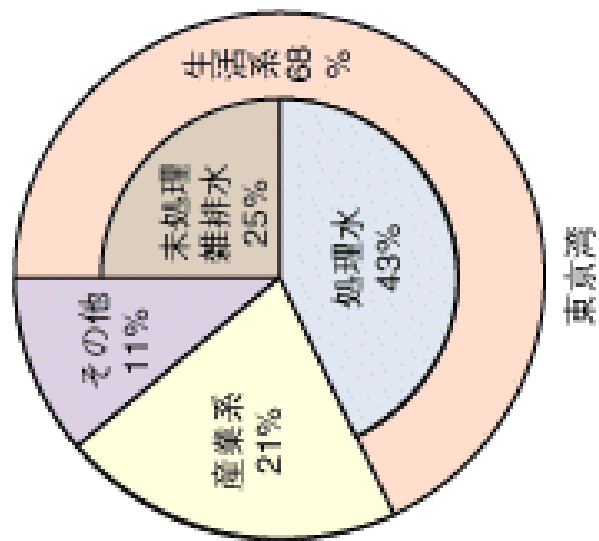
調査件数：1752件



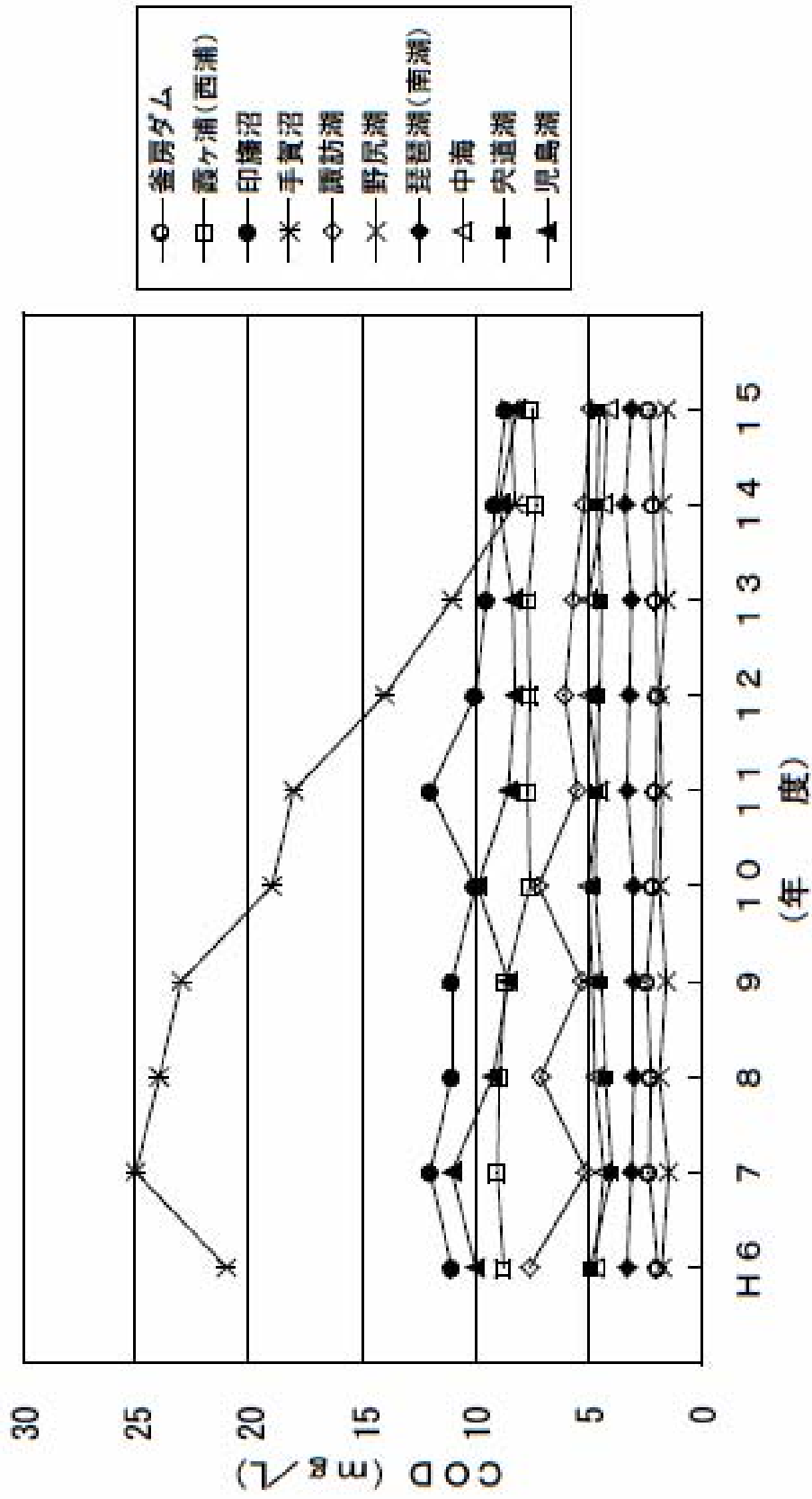
都道府県の指導監督に係る仕組み(改正後)



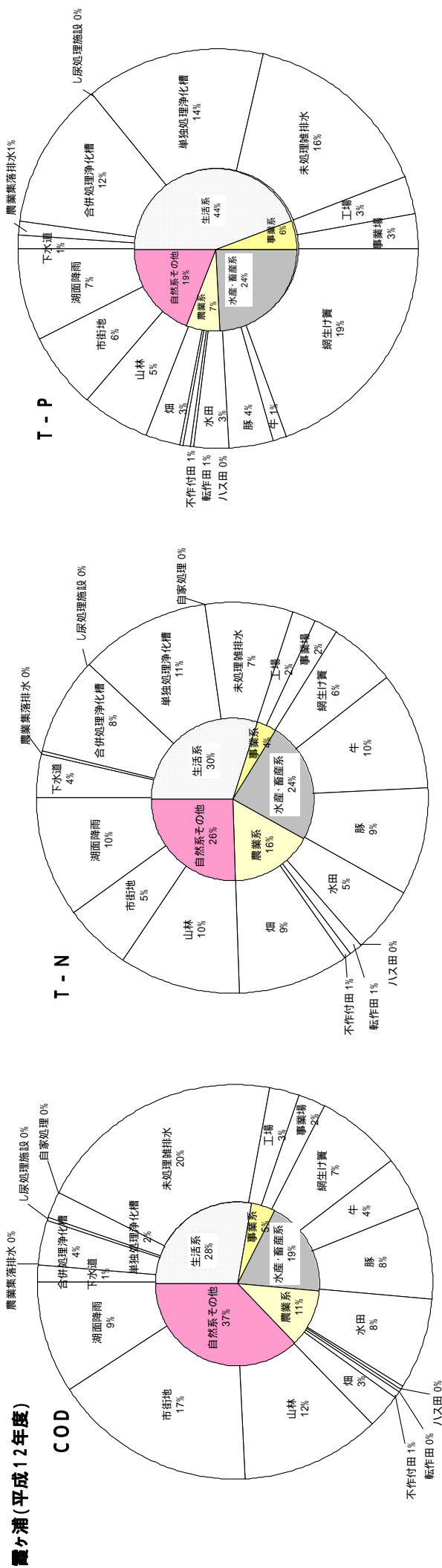
総量規制地域における発生源別汚濁負荷量（COD）の割合（平成11年度）



指定湖沼の水質状況の推移（COD年間平均値：過去10年間）



指定湖沼における発生源別汚濁負荷割合の詳細（例）



第6次水質総量規制の在り方について（抄）

（平成17年5月中央環境審議会 答申）

4 - 2 対策の在り方

3 - 1 に記したように、指定水域の水質には、陸域からの汚濁負荷及び有機物の内部生産が大きく影響しており、底泥からの溶出、干潟における水質浄化等も影響を及ぼしている。このようなことを踏まえ、次の対策を進めていくことが必要である。

（1）汚濁負荷削減対策

水質総量規制制度における汚濁負荷削減目標量については、人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度における対策を前提に定めることとされている。

水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾においては、第6次水質総量規制における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及び燐に係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。

具体的な対策としては、以下に例示する各種施策が考えられ、関係者、関係機関の協力を得つつ推進することが必要である。

- 生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、平成11年度において、生活系汚濁負荷量が全体に占める割合は、東京湾では68%、伊勢湾では53%、大阪湾では68%と大きくなっていることから、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を進める。また、窒素及び燐に係る汚濁負荷量削減のために高度処理化を図り、下水道に関しては経済的手法を活用した高度処理施設の整備を推進する。なお、浄化槽の維持管理の徹底を図る。

湖沼環境保全制度の在り方について（抄）

（平成17年1月中央環境審議会 答申）

（3）特定汚染源対策の推進

ア．生活排水対策の推進

生活排水の汚濁負荷削減については、さらなる汚濁負荷削減を図る観点から、下水道等への接続率の向上、単独処理浄化槽から窒素・磷除去型合併処理浄化槽への転換、浄化槽の適切な管理の徹底及び台所等での発生源対策を引きつづき取り組むことが重要である。そのためには、こうした取組が湖沼の水環境を改善することを地域住民に十分に普及啓発していくことが重要である。

さらに、湖沼の富栄養化を防止するためには、湖沼に流入する窒素・磷の削減を強力に進めていくことが重要である。このため、流域全体における負担の公平性も勘案しつつ、下水道終末処理場等における窒素・磷の高度処理の推進、窒素・磷除去型合併処理浄化槽の重点的な面的整備を進めることが適切である。このような取組を着実に進めるためには、下水道等の高度処理施設整備や窒素・磷除去型合併処理浄化槽の技術開発・低コスト化等を経済的な手法の活用も視野に入れつつ進めることも重要である。

湖沼の水環境の保全に関する政策評価書（抄）

平成 16 年 8 月 3 日
総 務 省

第 4 評価の結果及び意見

2 意見

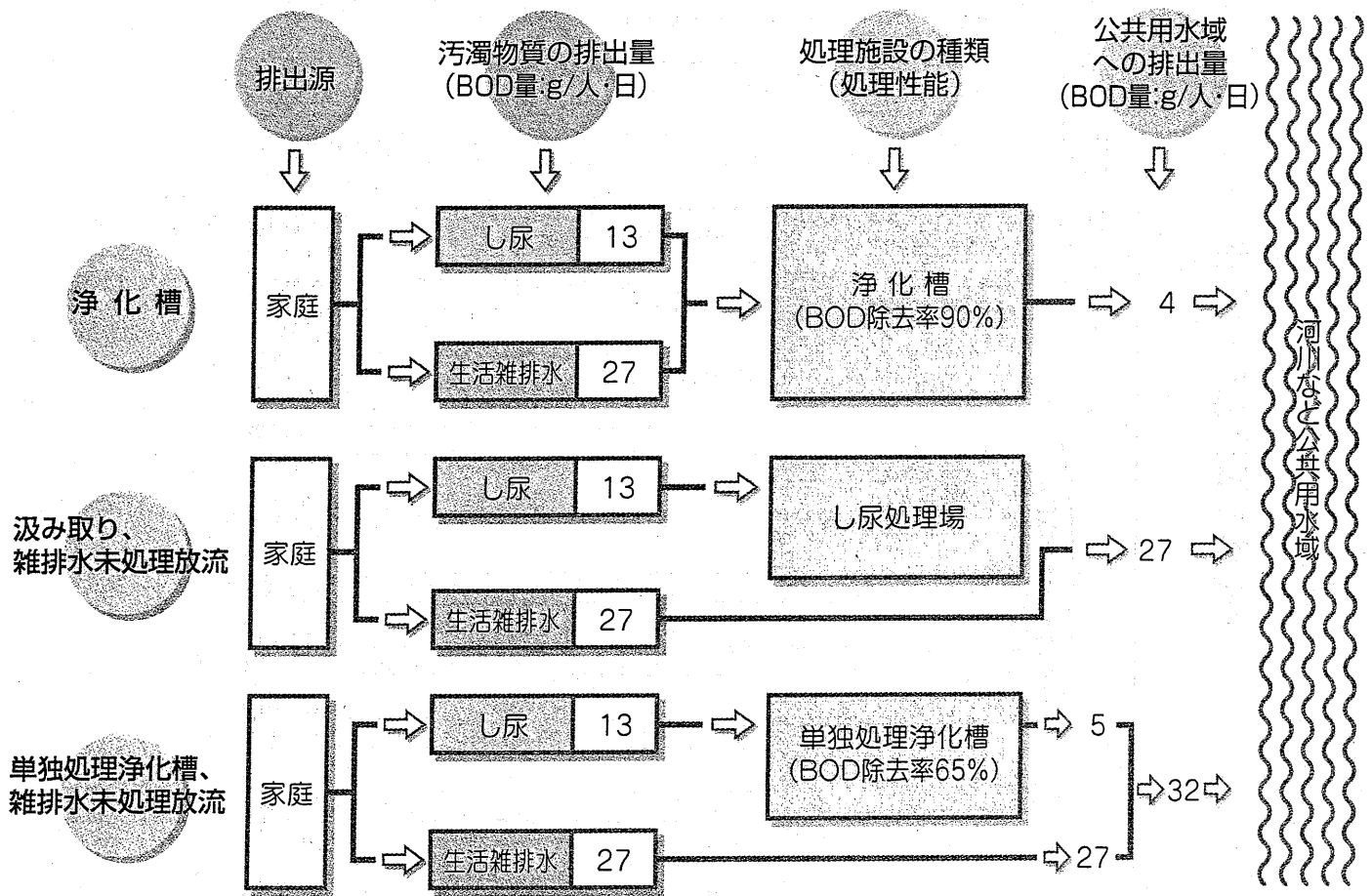
関係行政機関においては、今回の調査の課程で把握された次の課題について十分に配慮し、今後の湖沼水質保全政策の推進を図る必要があると考える。

(3) 各種施策の推進に当たって、

污水处理施設の整備状況等において、指定湖沼(地域)の人口の 21.2% (99 万人)分に相当する污水处理施設が未整備であるとともに、集合処理施設の利用が可能な人口のうち 16.0% (51 万人)の者が施設へ未接続であり生活雑排水が未処理、湖沼水質保全計画で位置付けられているにもかかわらず集合処理施設の高度処理率が低いものがあり、富栄養化の原因となる窒素、りん等の除去が必ずしも十分でない、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽がいまだに相当数設置、汚水の一部が未処理のまま流出することがある合流式下水道が未改善の状況がみられることから、各指定湖沼の湖沼水質保全計画を踏まえて、湖沼の水質保全に寄与すると考えられる污水处理施設の整備、集合処理施設への接続の促進及び高度処理化、単独処理浄化槽の解消並びに合流式下水道の改善についてなお一層推進を図ること。

個別処理の各処理形態における公共用水域へのBOD排出量の違い

生活排水の処理形態



単独処理浄化槽による汚濁負荷等について

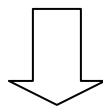
1. 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の総汚濁負荷に係る試算

- ・ 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の設置基数

650万基 : 215万基 3 : 1

- ・ 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の1日、1人あたりの汚濁負荷

BOD 32g/人・日 : 4g/人・日 8 : 1



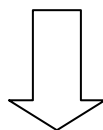
- ・ 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽からの総汚濁負荷

BOD 32g/人・日 × 650万基 : 4g/人・日 × 215万基
24 : 1

2. 単独処理浄化槽廃止までの期日に係る試算

- ・ 単独処理浄化槽設置基数（平成15年3月末） 6,513,810 基

- ・ 1年間当たりの平均廃止基数 238,294 基
（平成13年度～15年度の平均）



すべてが廃止されるまでの期間は 約27年

違法単独処理浄化槽の取り締まりについて

(事案 1) 型式認定を受けていない単独処理浄化槽を違法に製造した業者に罰金刑が科された事案

【経 過】

平成 14 年

2 月 浄化槽法第 13 条第 1 項違反で、(社) 浄化槽システム協会が福岡県の S 社を告発。

8 月 浄化槽法第 13 条第 1 項違反で、岐阜県の浄化槽関連業界団体が S 社を告発

12 月 福岡県警・岐阜県警合同捜査本部が S 社を家宅搜索

平成 15 年

2 月 福岡県警・岐阜県警合同捜査本部が S 社を書類送検 (罰金刑)

< 参 考 >

浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号)

(認定)

第十三条 浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、試験的に製造する場合には、この限りでない。

2 (略)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して認定を受けた型式の浄化槽以外の浄化槽を製造した者

二~七 (略)

(事案 2) 型式認定を受けていない単独処理浄化槽を違法に設置した工事業者が
建設業の許可を取り消された事案

【経 過】

平成 14 年

4 月 大分県の A 社が単独処理浄化槽を違法に設置しているとの情報提供あり。

8 月末 県と地元市の環境部局が共同で調査。

11 月 県の土木部局と協議の上、建設業法第 29 条第 1 項第 6 号違反で、A 社
に対して建設業の許可を取消。

< 参 考 >

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定 (第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。) 第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。) 若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一・二 (略)

三 建設業者 (建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員) 又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令 (入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除く。) に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき。

四~八 (略)

2 ~ 7 (略)

(許可の取消し)

第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一~五 (略)

六 前条第一項各号の一に該当し情状特に重い場合又は同条第三項又は第五項の規定による営業の停止の処分に違反した場合